

< 「国の事業復活支援金の申請フォーム画面」の印刷方法 >

①国の事業復活支援金のHP <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>の右上「マイページ」へアクセス

中小法人・個人事業者のための
事業復活支援金

お問い合わせ窓口 資料ダウンロード チャットボットに質問 **マイページ**

事業復活支援金とは 必要な書類 事前確認 申請サポート会場 よくある質問

中小法人・個人事業者のための
事業復活支援金
コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

シェア 2.3万 ツイート

⚠ 「事業復活支援金」等を装った詐欺にご注意ください！
事務局や経済産業省、金融機関等を装って不正に個人情報等を搾取しようとする詐欺にご注意ください。
もしかして詐欺？不安な場合は事務局の相談窓口や最寄りの警察署にご連絡ください。詳細は[こちら](#)。

申請期間
2022年1月31日(月)～5月31日(火)
※申請前に必要な登録確認機関による**事前確認**の実施は**5月26日(木)まで**

②支援金 申請マイページ画面に、「ログインID」と「パスワード」を入力し、ログイン。

中小法人・個人事業者のための
事業復活支援金

中小法人・個人事業者のための
月次支援金

中小法人・個人事業者のための
一時支援金

事業復活支援金 お問い合わせ窓口 資料ダウンロード よくある質問
月次支援金 お問い合わせ窓口 資料ダウンロード よくある質問

中小企業庁 マイページ ログアウト

支援金 申請マイページ

ログイン

マイページでは以下の対応が可能です。

- 申請（基本情報の入力、必要書類の添付）
- 申請内容の確認・修正
- 審査状況の確認
- 修正依頼内容の確認

ログインID

パスワード

ログイン

③マイページ中「事業復活支援金申請ID」の横の「詳細」ボタンを押下すると、下部に「申請内容を閲覧する」というボタンが出現するのでそのボタンを押下

支学金 申請マイページ

マイページ

【注意】一時支学金または月次支学金で発行した申請IDをご利用される方は「必ず登録済」をしてください
 事業復活支援金では、「jogyou-hukukabu.go.jp」ドメインで各種お知らせのメールをお送りします。
 各キャリアのセキュリティ設定及び迷惑メール対策等でドメイン指定登録が設定されている場合、メールが届かない場合があります。
 また、別ドメインのメールが迷惑メールフォルダに届く場合があります。
 そのため、事業復活支援金の申請をされる前に「jogyou-hukukabu.go.jp」ドメインを登録できるようご登録ください。

※一時支学金の事務局からなりすましメールが不正に発信されるといった事例が発生しています。
 一時支学金のほか、月次支学金、事業復活支援金の事務局からなりすましメールが不正に発信される可能性もありますので、ご注意ください。
 事務局になりすましメールなど、内容に心当たりがない不審なメールを登録された場合、ウイルス感染や不正アクセスなどの危険性があることから、添付ファイルの開封やメール本文中のURLのクリックは行わず、メールを削除していただくようお願いいたします。
 なお、原則、事務局から添付ファイル付きのメールをお送りすることはありません。

登録情報	申請ID (事前確認用) [REDACTED] ログインID [REDACTED] 事前確認通知番号 (事業復活支援金) [REDACTED] メールアドレス [REDACTED] 変更 電話番号 [REDACTED] 事業形態 法人
------	--

このボタンを押下すると下部が出現

詳細

申請情報	事業復活支援金 申請ID [REDACTED] 特例区分 一般的な申請方法 (特例事項に該当しない) 申請方法 基本申請 事前確認の種類 (事業復活支援金) 継続申請区分あり 対象月 1月
申請ステータス	お振込手続完了
不審内容の連絡	申請内容を閲覧する

このボタンを押下し次の画面へ

申請内容を閲覧する

事業復活支援金の申請を閲覧する

- ④ 「事業復活支援金 申請フォーム」画面に遷移するので、ページ下部「次へ」ボタンを押下し、「②確認」画面になるまでページ遷移

ここに注目。②確認にページ遷移するまで、下部の「次へ」ボタンを押下

事業復活支援金 申請フォーム

各項目の詳細については[オンライン申請手順書](#)で確認できます

1 入力(17) 2 確認 3 完了

宣誓・同意事項

事業復活支援金 宣誓・同意事項 **必須**

[給付規程](#)に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から10までのいずれにも同意したうえで、「次へ」のボタンを押下してください。
また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、事業復活支援金の給付を辞退又は返還を行っていただきます。

1. 事業復活支援金に係る給付要件を満たしていること

※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく対象月の月間の事業収入等

第三者に提供する場合を含む。)及び事業復活支援金の給付等に必要範囲において申請者情報(個人情報を含む)が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること

10. 給付規程に従うこと

戻る

※ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

次へ

※「次へ」ボタンを押してページが遷移した場合、前ページまでの入力事項・添付書類は保存されます。

⑤「事業復活支援金 申請フォーム」の「②確認」のページは、これまでに入力した内容を確認するページであり、これまでの入力情報が全て表示されているはずで

す。このページを「印刷」すれば、申請書類の1つ「国の事業復活支援金の申請フォーム画面を印刷したもの」となります。(枚数は事業者によって異なりますが、そのまま印刷すると15ページ程度になりますので、50%~60%程度に縮小して印刷すると、5~6ページ程度になり枚数を節約できます。)

※両面印刷・白黒印刷で構いません。



事業復活支援金 申請フォーム

① 入力 ————— ② 確認 ————— ③ 完了

ここに注目

申請後に給付申請額の変更はできません。給付申請額が正しいことを確認してください。
また、給付申請額は給付をお約束するものではありません。

宣誓

- 1. 事業復活支援金に係る給付要件を満たしていること
- 2. 給付規程に定める基本情報及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）を正確に提出していること
- 3. 給付規程で定める暴力団排除に関する誓約事項について、同意していること
- 4. 事業復活支援金の給付を受けた後も事業の継続及び雇用関係の維持並びに立て直しのための取組を対象月以降に継続的に実施すること
- 5. 給付規程で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類、貸借対当表、決算書、帳簿書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が指定する書類を提出し、提出した書類は提出日より7年間保存し、給付要件を満たさないおそれがある場合は、速やかに事務局に提出し、事務局が指定する書類を提出し、提出した書類は提出日より7年間保存し、給付要件を満たさないおそれがある場合は、速やかに事務局に提出すること
- 6. 事務局等が給付規程に基づいて行う関係書類の提出指導に従うこと
- 7. 給付規程に定める無償給付受給又は不正受給が発覚した場合には、給付規程に従い、給付金

右クリックして印刷
(50~60%の縮小印刷を推奨)